

会 議 要 旨

1 開 会 午後 3 時 00 分

2 平成 27 年 1 月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、異議がないか確認のうえ承認。

3 委員及び教育長の報告

(委員長)

委員の皆さんから何かありませんか。

(委 員)

なし。

(教育長)

なし。

4 議 事

(1) 26 議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

(委員長)

議案第 11 号について説明を求めます。

(総務課長)

議案第 11 号であります。1 頁をお願いします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整備等に関する条例を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例を整理しようとするものです。

（西之表市部課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明）

(委員長)

只今、総務課長の方から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

(委 員)

なし。

(委員長)

無ければ承認といたします。次に（2）議案第 12 号について説明を求めます。

(2) 26 議案第 12 号 西之表市楽習・交流プラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

(社会教育課長)

議案第 12 号であります。4 頁をお願いします。

西之表市楽習・交流プラザの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

西之表市楽習・交流プラザの 1 階会議室等に西之表市子育て支援拠点施設を設置することに伴い、条例を廃止しようとするものであります。

これまで、西之表市の子育て支援センターは鹿児島県の保育連合会に委託をして若宮保育園で運営をしておりましたが、これを市の直営で 27 年度から行うことになりました。

拠点施設の設置場所を探していたところ、学習交流プラザが指定管理者で運営されておりましたが、3 月で期間満了となり公募をしましたが、公募がないことから社会教育課が直接管理運営することになり、子育て支援拠点施設を設置するため交流プラザ 1 階に児童クラブ・支援センターを含めた拠点施設として設置を決定したものであります。

(委員長)

この施設に伴った人員配置はないものですか。

(社会教育課長)

新しい人員配置はございません。現在、指定管理者の方で職員 2 名とパート 1 名を雇用しておりますので、その方を臨時職員として雇用し運営していくこととなります。

(委員)

管轄が離れることになりますか。

(社会教育課長)

交流プラザの 1 階の部分については、教育委員会から福祉事務所の方になります。2・3 階の図書館だけが教育委員会の管理運営ということになります。

(委員長)

他にございませんか。無ければ承認といたします。次に (3) 議案第 13 号について説明を求めます。

(3) 26 議案第 13 号 西之表市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

(学校教育課長)

議案第 13 号であります。6 頁をお願いします。

西之表市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

児童生徒のいじめに関する問題について必要な事項に関する協議等を行うため、西之表市いじめ問題対策連絡協議会をはじめとする組織を設置し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例を制定しようとするものです。

平成 25 年度にいじめ防止対策推進法を国の方で制定いたしました。それに対しまして

は、地方公共団体の中では、14条の中でいじめ問題対策連絡協議会、それから教育委員会の附属機関との専門委員会・臨時委員会と市長部局としての調査委員会などを開くことが出来るとなっております。学校の方は、いじめ防止対策のための組織を取り扱うようになっております。重大事態が発生した時に教育委員会が組織を作ることになります。

14条につきまして、条例を制定するかしないかということは、教育委員会の判断にまかされておりますけども、条例を定めて、防止対策をとる一方で、万が一重大事態が発生した時には至急対応するというものであります。

また、問題を調査して開示請求があるものに対し開示請求されている側が、それでは納得がいかないという場合は、更に市長部局の方でそれについて調査を行うというものであります。その為の条例を制定するものであります。

(委員長)

条文の条項については、この場での説明はないのですか。

(教育長)

西之表市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会、いじめ問題調査委員会について、それぞれ概略を説明してください。

(学校教育課長)

7頁になります。西之表市いじめ問題対策協議会では、本市のいじめの状態、そのことについて、学校がどのような対策を取っているか。いじめが起きないようにするには、どのように取り組んだらよいかということを総合的に話し合いすることが、西之表市いじめ問題対策協議会であります。8頁です。実際に学校で問題が生じた場合やいじめが、各学校起きているじゃないかという問い合わせ等があった場合に教育委員会の中に対策を講じなければならないという場合に諮問を教育委員会からいじめ対策連絡協議会に頂いて、そこで話し合いして頂きます。同時に重大事態が発生した場合に臨時委員会の中でその事案について、いじめの実態や学校、委員会の対応等を把握し、説明責任を果していくための調査を行うものが、臨時委員会となっております。次に9頁の西之表市いじめ問題調査委員会というのは、教育委員会の枠を越えて、その重大事態に対しまして再度協議を行っていくというのが、西之表市いじめ調査委員会となります。これは市の総務課が中心になって行うようになります。

教育委員会が調べた調査で納得がいかないものを西之表市いじめ問題調査委員会で調べる形になります。

(委員長)

只今、課長の方から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

無ければ承認といたします。次に(4)議案第14号について説明を求めます。

(4) 26 議案第 14 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について

(委員長)

議案第 14 号について説明を求めます。

(総務課長)

議案第 14 号であります。11 頁をお願いします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い関係規則の整備等に関する規則を公布したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係規則の整理等に関する規則を公布しようとするものである。

（西之表市部課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明）

(委員長)

只今、総務課長の方から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

(委 員)

なし。

(委員長)

無ければ承認といたします。次に（5）議案第 15 号について説明を求めます。

(5) 26 議案第 15 号 西之表市学校職員住宅管理規則の一部を改正する規則の公布について

(委員長)

議案第 15 号について説明を求めます。

(総務課長)

議案第 15 号であります。15 頁をお願いします。

西之表市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

教職員住宅のうち大字に在る空き家の教職員住宅を市営住宅とし市長部局へ移管するため、西之表市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布しようとするものである。（平成 27 年度から市長部局へ移管する教職員住宅（案）により説明）

(委員長)

只今、総務課長の方から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

(委員長)

市営住宅に移管するのは全部で 14 戸ですか。

(総務課長)

はい。その中には民間に貸している部分もあります。というのは、教育委員会から市長部局に行きますと公募をしたりして抽選で住宅に入居することになります。そうするよりも教職員住宅でありますので、子供がいる家庭、あるいは、今から子供が産まれる家庭の方に借りて頂くほうが望ましいと考えております。既に民間に貸している部分もあります。また、事情によっては校区からの要請を受けて家が崩れそうな方に貸している所もあります。

(委員長)

今後の住宅の保有数は十分足りるということですか。

(総務課長)

今まで長い間、空いて居る所を主に挙げておまして、まだ、国上に1戸・伊関1戸・安納1戸・立山1戸が空いております。鴻峰については、4戸全てを移管しようと考えております。今後使用されないところを移管したいと思います。

(委員長)

そこらの調整を上手にして頂きたいと思います。

(教育長)

教職員が校区内に住むために住宅を整備しておりますが、なかなか入居しない状態で空き住宅となっております。議会の方でもなんとかならないかとの意見もあることから移管することといたしました。今後の教職員の入居については、榕城・下西校区の住宅で対応していきたいと考えております。

(委員長)

他に質疑はありませんか。無ければ市営住宅への移管を承認いたします。次に(6)議案第16号について説明を求めます。

(6) 26 議案第 16 号 西之表市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の公布について

(委員長)

議案第16号について説明を求めます。

(総務課長)

議案第16号であります。18頁をお願いします。

西之表市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

平成26年9月1日から廃校とした鴻峰小学校に係る公印について廃止をするため、西之表教育委員会公印規則の一部を改正する規則の公布しようとするものである。

(西之表市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表により説明)

(委員長)

只今、総務課長の方から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

無ければ承認いたします。次に（７）議案第 17 号について説明を求めます。

(7) 26 議案第 17 号 西之表市立立山小学校の休校について

(委員長)

議案第 17 号について説明を求めます。

(総務課長)

議案第 17 号であります。1 頁をお願いします。

西之表市立立山小学校の休校設置について、西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により教育委員会の議決を求めます。

平成 27 年度において、就学児童が見込めないことから、西之表市立立山小学校を休校しようとするものであります。

(教育長)

立山小学校の児童数については、これまで報告をしてきたところですが、H27 年 3 月 31 日在籍児童がいなくなるということで休校にすることです。

これまでの経緯について、簡単に説明しておきます。在籍児童数は、現在 4 年生 2 名、6 年生 1 名計 3 名、学級数 1 です。H27 年度 5 年生が 2 名の学級数 1、H28 年度新 1 年生が入学して来る予定です。6 年生が 2 名で学級数 2、H29 年度に 6 年生が卒業しますので児童数 1 となります。こうして児童数が減少し学級数が 1 学級になってくるような状況を踏まえて、H26 年 5 月 16 日に立山小学校校長室に於いて保護者と話し合いをもちました。

その結果、4 年生の保護者から立山小学校を卒業させたいとの意向があることから H28 年度までは学校を存続させる考えであったが、その後の話し合いで保護者の 1 人から H28 年度入学予定の子供は当初から榕城小学校へ入学させたいとの報告を受けました。H28 年度までは学校を存続させたいと思っておりましたが、H26 年 12 月 15 日保護者の 1 人から、今在籍している 6 年生が卒業し中学へ入学するのを機会に榕城校区へ転居し 4 年生の子供も 5 年生からは榕城小学校へ転校させたい旨報告を受けまして、H27 年 1 月 8 日もう 1 人の保護者と話し合いをしたところ榕城小学校へ転校させたい意向でありました。

平成 27 年度からは、在籍児童がいなくなりますので、当分の間休校にせざる得ない状況であります。

(委員長)

教育長の方から経緯について説明がありましたが、委員の皆さんから何か質疑はありますか。

(委員)

通学はどうなりますか。

(教育長)

子どもの転校先が、安城小学校にしても榕城小学校にしても、子供が歩いて通学できる距離ではないので、スクールバスを利用することになると思います。

(委員)

中学生と同じバスに乗ることになりますか。

(教育長)

そうです。

(委員長)

無ければ承認といたします。次に(8)議案第18号について説明を求めます。

(8) 26 議案第 18 号 平成 26 年度西之表市奨学生の決定について

(委員長)

追加議案について説明を求めます。

(総務課長)

追加議案であります。別紙をお願いいたします。

平成 26 年度西之表市奨学生について、奨学生選考委員会で別紙のとおり選考されたので、西之表市奨学資金条例第 6 条第 1 項の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別紙のとおり奨学生選考委員会持ち回りで選考終了したので、教育委員会での決定を求めるものです。

(委員長)

只今、総務課長の方から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

(委員)

途中からの申請ということでしょうか。

(委員長)

12 月に申請が出され承認されれば、1 月からの支給となります。

(総務課長)

通常であれば年度当初で申請するのですが、この方は年度当初の申請はありませんでした。このように途中で申請があれば選考委員会を開くことが出来る規則になっておりますので、そういう部分で生活が苦しくなったというようなことで、今回申請されたと聞いております。

(委員)

途中でも申請が出来ることは市民の皆さんもご存じでしょうか。

(総務課長)

はい。12 月・3 月の市政の窓でお知らせしております。

(委員長)

他に無ければ承認といたします。議事をこれで終了いたします。

5 委員から出された動議討論等

(委員長)

委員の方からありませんか。それでは私の方から出させていただきます。

学校統廃合について、大きく2つ考えております。1つ目に文科省の統廃合に関する手引き案についてであります。どう受け止めてよいのか。また、小規模校には、それそうおの施策が必要であるわけですが、どういう対応をしていったらよいか。2つ目に西之表市の学校統廃合について、今後の基本方針の考えかたですが、現在の取り組みとしては可能な限り学校を残す形でやっているのですが、10年、20年先の将来をどう見据えていったらよいか。今後、組織等作って検討する必要があるのではないか。学校と地域の活性化、地域住民の声を盛り込み取り組んでいく必要があるのではないか、委員・事務局の皆さんの意見をお聞かせください。

(教育長)

文部科学省からの通知文が正式には届いていない状況です。

(委員長)

1月末には教育委員会には届くようなことを聞いておりましたが、届いておりませんか。

(総務課長)

まだ、来ておりません。

(教育長)

新聞報道でしか情報は分からない状態です。小学校で6学級、中学校で3学級の学校については、再編について検討を始めてください。標準学級数が小学校で12学級、各学年2クラス、中学校で6学級、いわゆるクラス替えが出来るような規模の学校に下さい。

地域によっては、統廃合の難しいところもある。検討の結果、残さざるを得ないという時には、小規模校のメリットを前面に出してデメリットを解消して行く方策をとっていくことのようにあります。

(委員長)

全国でも半数を占めている状況です。文科省が心配しているのは、集団での学びあいがあるのか。社会性がどうか。そこらの学校としての機能が薄れていくのではないかと、指摘をされているようです。今後、検討課題ではないかと思えます。

2つ目の今後の西之表市としての学校統廃合についての基本的な考え方ですけども、今のように、学校を残す方向で取り組んできたところですが、将来を見透した時に10年後、20年後どうすべきなのか基本線をうちだして、ある程度の方針の基で年次的に取り組む必要があると思えますが、皆さんの意見をお聞かせください。

(教育長)

これだけ子供の数が少なくなっていく中で、文科省の基準で行けば榕城小学校を除く全ての、学校が統廃合の対象になってしまう状況です。今後、文科省の通知文を踏まえ、市

長部局とも協議しながら、市全体で検討する時期に来ていると認識しております。

6 行事実施状況及び行事予定

(1) 各課等の1月の行事実施状況について

各課等の1月行事実施状況について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

1月の行事の実施状況について説明がありましたが、3課を合わせて委員の皆さんからご質疑はございませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

無いようでありますので2・3月の行事予定に行きます。

(2) 2月・3月の行事予定について

各課の2月・3月行事予定について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

2月の行事予定について3課を含め質疑はありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

3月の行事予定について3課を含め質疑はありませんか。

(委員長)

無いようでありますので、教育委員の方々の出席確認を行います。

(委員長により各々の出席予定を読み上げ確認が行われた。)

7 当面する教育行政の諸課題について

(1) いじめ問題等について

(学校教育課長)

27年1月末における西之表市児童生徒の不登校及びいじめ問題の対応状況について報告がなされた。

(2) 特認校及び山村留学の状況について

(学校教育課長)

特認の申請が挙がってきているものが、現在11名の子供たちが申請しております。

榕城小学校の方から9名、下西小学校の方から2名であります。行先は、上西・国上・伊関・住吉・現和・安城小学校となっております。

続きまして、山村留学の方は、上西小学校へ2名、現和小学校へ女子が2名の予定でありましたが、現在1名となっております。

(委員長)

その他に事務局から何かありませんか。

8 その他

(社会教育課長)

(1) 第28回県地区対抗女子駅伝大会の結果について、資料により説明が行われた。

(2) 指定校変更、区域外就学申請について、資料により説明が行われた。

(委員長)

その他、事務局及び委員から何かありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

長時間の協議大変ご苦労さまでした。これで2月の定例教育委員会を閉じます。